

公正取引委員会競争政策研究センター公開セミナー

# 競争法の視点からみた特許紛争

—欧米のIT分野における動向を中心として—

和久井 理子

(立教大学・大阪市立大学)

# 特許戦争 (Patent Wars)

- スマートフォン

Apple → HTC (2010/3) [iPhone関連技術] Apple ITC (アメリカ国際貿易委員会) にて勝訴 (2011/7)

MS = HTC (2010/4)

Oracle → Google (2010/8) [JAVA特・著]

MS → Motorola (2010/10)

Vertical Computer System (2010/11) → 端末ベンダーら

MS → Barnes & Noble (2011/3)

MS = Velocity Micro・General Dynamics

Novell特許買収 (CPTN (Apple & MS等)) (2011/4)

Nortel特許買収 (Apple & MS、Googleは買収に失敗) (2011/7)

IBM特許買収 (Google – 但し、Android関係の特許は少。)

Motorola Mobility特許買収 (Google) (2011/8)

Samsung → Apple (2011/-) iPhoneの製造販売差止

...

# 特許戦争 (Patent Wars)[続]

- Facebook v Yahoo

Yahoo→Facebook(2012/3)

Facebook → Yahoo (2012/4)

Facebook特許買収・許諾合意(MS(元AOL保有))(2012/4)

- Xbox

Motorola Mobility → MS (ITCでMotorola(現Google)勝訴

(2012/5)

過程で・・・

- 競争法違反の主張

[米] 私訴

[欧] Google: MS・Nokiaらの特許行使につき欧州委に申立て(2012/6)

# 特許権ビジネス

- 特許権利行使・ライセンス会社
- 特許訴訟資金提供会社(独立発明家、成功報酬)
- 「Patent aggregators」(例 Intellectual Ventures)
- 防御目的特許購入会社
- 仲介会社

FTC, The Evolving IP Market Place Chap.2 (2011/3)  
“Patent assertion entities (PAEs)”.

# NPE v PE (比較)

「特許を実施しない企業

(Non-practicing entity, NPE)」

・・・パテント・トロール問題

「特許を実施する企業

(Practicing entity, PE)」

・・・特許戦争

\* (NPE)権利者間の相互抑制がきかない・・・。

(PE)製品等市場からの排除インセンティブを持ちやすい・・・

# 訴訟提起の背景・理由

- ライセンスを受ける意欲がない事業者に対する提訴
- ライセンス交渉を有利に運ぶための提訴
- ライセンス交渉挫折を受けて提訴
  - 「条件が折り合わない」
  - 特許の価値・有効性・侵害の有無等について見解が相違
- 実施品・技術市場におけるライバルの排除・事業活動困難化(→)
- 二重限界化防止による利潤確保の過程における排除 等

# 提訴によるライバル排除

[いかに排除するか]

- ・ 固定費用が増大することにより
- ・ ロイヤルティの高額化を通じて(ライバル費用の引上げ)
- ・ 特許有効・侵害についてシグナルを与えることにより

など

[悪影響はどこで発生するか]

- ・ 技術市場
- ・ 商品市場(実施品の市場)
- ・ 次世代の商品・技術市場

# 影響が深刻化する理由

- 「特許の藪」
- ロックイン — 他技術への乗換えができない。
- 技術標準 — 業界全体のロックイン、  
標準化機関の開示・RANDライセンス制度  
(特許ポリシー、IPRポリシー)と濫用
- ネットワーク効果      ・ホールドアップ ...

# 競争法の射程

- 「市場の失敗」「不効率性」「独占の問題」のすべてに対応するわけではない。

(例) 特許の価値についての見解の相違、  
過少投資、訴訟費用増大、  
ライセンス契約が締結されないこと

- ⇒ 競争法によって解決される問題は、何か
- ⇒ 競争法の内容による

# 欧米競争法① 関係規定

## 提訴・訴訟遂行行為の規制

特色：単独の事業者による一方的行為

米国： シャーマン法2条、FTC法5条

欧州： EU機能条約102条（排除・搾取）

# 欧米競争法 ②

米国 シャーマン法2条

「独占化 (monopolization)」

- ① 独占力獲得、維持又は強化
- ② 反競争的行為による

欧州 EU機能条約102条

「支配的地位の濫用 (abuse of dominant position)」

- ① 関連市場における支配的地位の保有
- ② 支配的地位の濫用

[ 排除型濫用 exclusionary abuse ]

＋ 行為が競争阻害効果を持つこと

cf 搾取型濫用

# 欧米競争法と特許訴訟提起・遂行

提訴・訴訟遂行 それ自体

→ 反競争的？ 濫用？

提訴・訴訟遂行行為 加えて：

- 特許ポリシー・声明違反
- 根拠のない提訴[濫訴]

(無効な特許に基づく提訴、

非侵害であることが明らかな場合)

# 特許ポリシー違反①

- 「特許ポリシー」、「知的財産権取扱方針」
- 開示義務
- (F)RANDライセンス

# 特許ポリシー違反 ②

## シナリオ 1

- ① 標準化機関：複数技術間から標準とすべき技術を選択
- ② 特許権者：必須特許の存在を隠匿 [特許ポリシー違反]
- ③ 標準化機関：当該特許技術を技術標準に採用
- ④ 他社・業界：技術標準の採用、投資（ロックインの発生）
- ⑤ 特許権者：高額なライセンス料など競争水準から乖離した対価・条件を賦課（この実現のために侵害訴訟提起）

⇒

- (i) 選択過程においてライバル技術を排除（技術市場）。
- (ii) 隠匿という反競争的行動による。
- (iii) 高いライセンス料を賦課するという力を形成（+行使）。

# 特許ポリシー違反③

## 事例 [シナリオ1]

- FTC: Rambus事件 (FTC)
  - 連邦控訴裁判所判決 (D.C.Cir., 2008)
    - FTC敗訴 (ラムバスの技術が採用されなかったことが立証されていない、等。)
- Broadcom Corp. v. Qualcomm Inc., 501 F.3d 297 (3d Cir. N.J. 2007)
  - [地裁: 連邦民事訴訟規則に従う請求不陳述として請求棄却、  
控訴審: 地裁判決を破棄差戻].
- 欧州委: Rambus事件
  - (Commitments Decision – 違反行為の認定なし, 2009年12月9日).

# 特許ポリシー違反④

## シナリオ2

① 特許権者：RANDライセンスを提供せず[特許ポリシー違反]  
＋差止請求

② ライバル排除

- － 直接に： 実施品市場から競合品を排除
- － 間接に： 実施品を排除することにより競合技術標準を妨害

③ 必須特許権者が独占力等を獲得

⇒

(i) ライバル排除。

(ii) RAND違反という反競争的行動による。

(iii) 製品・技術の価格を上げるという力を形成(＋行使)。

# 特許ポリシー違反⑤

## このほか 課題・問題

- ・介入に必要な因果関係・効果

(参考)前記・FTCラムバス事件、米国・私訴動向等

- ・認定：特許ポリシー違反、

他者が信賴したこと等をいかに認定するか。

- ・ポリシーの内容の確定

# 特許ポリシー違反⑥

(続)

- ・標準化機関・非メンバーによる信賴の保護

- \*日本特許法「通常実施権の当然対抗制度」導入

- 特許移転時については一定の範囲で保護

- ・救済について

- ー ライセンス料水準・許諾条件への介入

- ー 誠実な交渉の義務付け

- ー 差止請求制限

- ・・・(課題)救済を課す根拠、基準設定の方法、実効性

# 特許ポリシー違反⑦

- ・(米)FTC法5条・不公正な競争手段 及び  
    (欧)EU機能条約102条・搾取型濫用規制の活用(?)

## [参考]

- ・FTC: N-Data(2008)[シナリオ1(ただし、悪影響はロイヤルティ高額化・標準組込品価格高額化、FTC法5条)].
- ・FTC: Dell(1996)[シナリオ1 +ロイヤルティ賦課による技術標準普及阻害等という悪影響(FTC法5条)].
- ・欧州委: Samsung、Motorola Mobilityに対する調査  
    (報道発表 2012年1月).

# 濫用的差止訴訟提起等の規制

[米] シャーマン法2条違反

不正に取得した権利の行使

Walker Process Equipment, Inc. v. Food Machinery & Chemical Corp., 382 U.S. 172 (1965).

客観的根拠を欠く侵害訴訟の提起

Professional Real Estate Investors, Inc., v. Columbia Pictures (91-1043), 508 U.S. 49 (1993).

[欧]

AstraZeneca (SPC) T-321/05

(欧州司法裁判所係属、法務官意見(2012年5月15日付))

# 競争法による対応

## 訴訟提起・遂行の規律

- 特許ポリシーに反する権利行使行為を規制
- 濫用的差止訴訟提起等の規制

## 予防 ←

- パテントプールに関するルールの見直し
- 特許ポリシーの機能確保（事前開示ほか）
- 特許・企業買収規制（企業結合規制）

# 欧米競争法 関係規定

[提訴行為 それ自体を規制する]

[問題の深刻化を防ぐ] ←

企業結合規制、  
交渉を円滑化する特許プール等とその規制、  
特許ポリシーを充実させる可能性

関係する規定：

[米] シャーマン法1条、クレイトン法7条・・・

[欧] EU機能条約101条、合併規制・・・

# パテントプール ①

[米]

- ・司法省・FTC－IPRライセンス・ガイドライン(1995)
- ・司法省:ビジネス・レビュー・レター  
(Business Review Letter)(MPEG、3G等)
- ・FTC・司法省報告書(2007)
- ・判決等

[欧]

- ・欧州委:ライセンスガイドライン(-2014、改訂検討中)

# パテントプール ②

## (合法的なプール)

- ・必須特許・補完的関係にある特許のみを持って構成する。
- ・特許プールを通じないライセンスも可能(非排他的ライセンス)。
- ・グラントバック義務を課すのは必須特許についてのみとする。
- ・実施品の価格、競合製品・技術の取扱い等に関する制限を伴わない。
- ・希望があれば、ライセンスする(拒絶しない)  
(さらに、差別もしない)。
- ・製品市場における競争との関係で重要な情報(製品価格等)の交換は特許権者間では行なわれない。
- ・セーフガード(必須特許審査の独立性確保など) など。

# パテントプール ③

(論点)

- 非必須特許の扱い
- 必須性判断 — どこまで厳密に行なうか
- 特許の一部のみについてのライセンス要求があったときの要求拒絶の可否、  
同じく許諾料減額の要否 など

(参考) 欧州委員会: 2014年欧州技術移転規則及びライセンスガイドライン改訂及び検討(調査報告書公表2011年11月)

# 特許ポリシー

(論点)

- ・ 詳細なライセンス条件の事前開示
- ・ 共同交渉
- ・ 標準化機関のライセンスに対する関与
- ・ 合理性(R・FR)の意義・基準の確定
  - 特に累積ライセンス料との関係において
- ・ ライセンス声明と差止請求との関係

(参考)

- FTCヒアリング(2010報告書まで、2011、・・・)
- 欧州委: 水平的協力ガイドライン(2011).

# 企業結合（買収） 関係規定と禁止基準

[米] クレイトン法7条

実質的に競争を減殺する

[欧] 合併規則

有効な競争を実質的に妨げる

## ポイント

- 現状が明らかになる。
- 問題の所在が明らかにする。
- 結合時に採られる措置により競争維持が図られる。

## 企業結合[米]: CPTN によるNovell特許買収 (米国司法省 2011年4月20日)

CPTNとは: MS、Oracle、Apple及びEMCを株主とする会社。Novell特許・特許出願を取得した上で、これら株主に特許等を譲渡することが計画されていた。

Novell特許には、Linuxなどのオープンソース・ソフトウェア(Linuxなど)に用いられる特許であって、Novellが無償でライセンスすることを公に約束していた特許が含まれていた。

# 企業買収[米] : CPTN によるNovell特許買収 取得計画変更を前提として買収容認

「懸念」 Linuxなどオープンソース・ソフトウェアOS等の技術革新・競争の阻害

[CPTN: 計画変更]

- ・MSはNovell特許を所有しない(売り戻す)。
- ・EMCは仮想化ソフトに関連する特許を取得しない。
- ・Novell特許は、すべて、無償ライセンス・スキーム( GNUライセンス・Open Invention Network(OIN))の下で許諾され続ける。

# 企業結合[米]: Google・Motorola Mobility買収 ほか2件(米国司法省、2012年2月13日発表)

## ① GoogleによるMMI買収

本件買収を通じてGoogleは、MMIの移動体通信標準にかかる必須特許を取得

## ② Apple・MS・RIMによるNortel特許取得

(3社ほか設立したパートナーシップ- Rockstar Bidco-を通じて)  
移動体通信関係の標準にかかる必須特許を含む

## ③ AppleによるCPTN(Novell)特許取得 (上記参照)

# 企業結合 [米]: GoogleのMMI買収ほか2件 「ホールドアップ」・競争者封鎖の懸念

## [懸念ーホールドアップの例]

- ・高額な許諾料賦課によるライバル費用引上げ
- ・ライセンシーの差別化IPRの許諾を強制
- ・一部の必須特許権を用いるライセンシーに対して、必須特許ポートフォリオ全額にかかる特許料支払を要求
- ・差止を通じた必須特許実施品の妨害・排除

企業結合[米]: GoogleのMMI買収ほか2件  
問題なし(ただし、特にGoogleについては注視)

## MS・RIMについて

モバイル・プラットフォームについての  
シェアの低さからして、ホールドアップして  
ロイヤルティ収入を減らすインセンティブなし。

## Appleについて

ライセンス・差止請求について「約束」、

→ 問題なし

企業結合： GoogleのMMI買収ほか2件  
問題なし(ただし、特にGoogleについては注視)

## Googleについて

- MMIは攻撃的権利行使・差止訴訟提起等をしてきており、Google買収による変化なし。
  - 本件買収は容認する。
  - Googleの権利行使は注視し続ける。
- (・Googleについては「約束」により競争が維持されるかどうかは、不確実。)

# 企業結合[米]: GoogleによるMMI買収ほか2件 コミットメント

\* 標準化機関に書簡送付・HP上で当該書簡公表

[MS・Apple]

①公正、合理的かつ非差別的条件下で  
ライセンスする。

②特許紛争の過程で差止請求を行なわない。

# 企業結合[米]: GoogleのMMI買収ほか2件 コミットメント

[Google](まとめは後記・欧州委・公表文による):

- ・MMIのFRAND声明を尊重する。
- ・MMIのライセンス料方針「最終製品の販売価格に対して最高2.25%」を尊重する。
- ・合理的な期間、誠実にライセンス交渉をする(相手方が、不争及び差止請求を行なわないことを条件とする。双務ベース。)
- ・合意に至らなくとも／ライセンス料金について裁判で争っても一定の条件に従えば、差止請求を行なわない

(要求するライセンス料の支払を保証又はエスクロー勘定への支払)、申込みを行なうこと及び他の条件については合意していることが条件。双務ベース。)

# 企業結合[EU]: GoogleによるMMI買収 (欧州委、2012年2月13日)[異議を唱えない]

[関連市場] (\*タブレットとフォンを含む。)

- ・スマート・モバイル機器\*用OS／欧州経済領域又は世界
- ・移動体通信機器／欧州経済領域又は世界
- ・技術標準必須特許／欧州経済領域又は世界

[GoogleとMMIの関係]

垂直① スマート・モバイル機器用OS(G)－移動体通信機器(MM)

垂直② 必須特許(MM)－ 移動体通信機器関係ビジネス(G) →

混合 移動体通信機器・知的財産権(MM)－携帯オンラインサービス(G)

# 企業結合[EU]: GoogleによるMMI買収 必須特許+モバイル・ビジネス[分析]

[懸念・検討事項] GoogleがMMI必須特許について

- ・ライセンス料を値上げしないか。
- ・クロスライセンスを強制しないか。
- ・差止訴訟により市場から競争者を排除しないか。



[可能性(ability)] ある程度は可能。

もともと、FRAND声明により力を制約されている。

相手方は、MMIからライセンスを受けていない企業(MS・Appleなど)に限られる。

# 企業結合[EU]: GoogleによるMMI買収 必須特許+モバイル・ビジネス[分析(続)]

[インセンティブ] あるとしても、限られている。

- ・MMI買収の目的=特許紛争を解決・回避。これにより、Androidベンダーの競争及び技術革新を確保する。

- ・ライセンス・差止についての公表された方針(上記)

(なかでも、2.25%の料率を確実にすれば、差止されない／クロスライセンスに同意する必要なし)。

[競争への影響] 負の影響なし。

MMIは既に差止訴訟を提起し、市場へのアクセスを妨げる力とインセンティブを持っており、買収による変化なし、など。

# 特許法上の対応

- 特許を付与する対象の見直し
- 特許付与のあり方を調整  
(期間、範囲)
- 救済の見直し(差止、賠償額)
- 特許付与手続の見直し
- 提訴要件等の見直し
- 主張制限(出願審査過程で不正を行ったとの主張など)

# [米]特許法改正(2011)

- 「The Leahy-Smith American Invents Act (AIA)」  
(2011年9月16日成立、発効 2011－2013年)
  - 先発明主義から先願主義へ移行(2013年3月－)  
先発明者決定手続(インターフェアランス手続廃止)、  
あわせて先行技術について世界公知基準採用
  - 特許付与後異議申立制度(Post Grant Review－PGR, 2012年9月－)  
実質的な利益を有する者による、付与後9月内請求、  
請求者と特許権者間の和解により手続終了
  - 当事者併合の制限(Disjoinder)、補充審査導入
- など

# [米]特許法 不正行為と補充審査について

不正行為 (inequitable conduct) の抗弁\*と特許訴訟の長期化・高額化問題

## (i) 裁判所

Therasense, Inc. v. Becton, Dickinson, and Co., 649 F.3d 1276 (Fed. Cir. 2011) . 「不正行為」を認める基準を厳しくした。

## (ii) 特許法改正(2011) 補充審査(Supplemental Examination)導入 特許付与後に特許権者が特許に関連すると思われる情報を特許商標庁に提出して考慮又は修正する審査手続

⇒ 不正とならないよう先行技術を過剰に提出する出願実務とこれによる審査遅延問題解消緩和も企図。

\* 認められると全ての特許クレームを行使できなくなる。

# [米] 特許法 判例

- 差止請求 — eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006) (「侵害があれば、自動的に差止請求を認容する」実務を是正).
- 損害賠償額 — Uniloc USA, Inc. v. Microsoft Corp., 632 F.3d 1292 (1st Cir. R.I. 2011) (「25%ルール」否定).

